様式第2号(第4条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町長　　　　　　　　印

工場等の指定について（通知）

　三股町企業立地促進条例第４条第２項の規定による　　年　月　日付けの指定申請書については、指定を決定（却下）しましたので同条例施行規則第４条の規定により通知します。

　なお、事業を行うに当たっては、下記の条件を遵守してください。

記

１　奨励措置の適用を受けようとするときは、それぞれの措置に応じて申請書を提出する

　こと。

２　指定申請の内容を変更するときは、「申請事項変更承認申請書」を提出すること。

３　操業を開始したときは、「操業開始届」を提出すること。

４　指定工場等が相続、合併、譲渡その他の事由により、当該工場等の所有者に変更を生じたときは、「事業承継届」を提出すること。

５　指定を休止又は廃止したときは「事業休止（廃止）届」を提出すること。

（却下の理由）